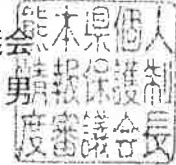


個審議答申第57号  
平成27年7月13日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会  
会 長 衛 藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項  
について（答申）

平成27年6月5日付け管第103号で諮問のあった防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、防犯カメラ等により「個人情報を収集する事務」については、適当であると判断する。  
ただし、防犯カメラ等の使用は、その運用方法によっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行うこと。
- 3 防犯カメラの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
熊本県庁舎	管財課	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像